

## 議案第55号

嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月9日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

複雑・高度化する行政課題や、緊急の課題に対応していくため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づく制度を導入するに当たり、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

## 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年嘉島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を「嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和〇年嘉島町条例第〇号)第4条」に改め、「いう。)」の次に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

